

令和7年12月19日

保護者様

新居浜市 PTA 連合会長 池上 尚応
泉川小学校PTA会長 富永 和伸

スマホをはじめとする通信機器使用における 責任の明確化について

近年、子供たちの間ではスマホや SNS の使用がトラブルなどの原因となる、複雑で多様な課題が多発しています。携帯電話やそれに準じる通信機器を子どもに持たせることは保護者の責任であることから、令和7年5月10日に行われた新居浜市PTA連合会総会におきまして、スマホをはじめとする通信機器や SNS の使用に関する課題について提言が行われました。

新居浜市PTAとして次の通り責任を明確化します。

《保護者の役割》

- ① 通信機器を持たせた保護者の責任として、通信機器の使い方・SNS の使い方にについて指導を行う
- ② 通信機器を使った SNS などの問題やトラブルは、通信機器を持たせた保護者の責任の下で解決を図る
- ③ 通信機器や SNS をめぐるトラブルは保護者同士で解決を図る
事件性があるものについては、警察など専門機関に相談して解決を図る
- ④ 通信機器を持たせる以上、その使い方や現状の把握、確認について保護者が日頃からしっかりと管理する

《学校の役割》

- ① 通信機器・SNS によるトラブルを学校が把握した時には、保護者へ連絡を行い解決を促す
- ② 情報モラル教育を学校から児童・生徒へ行う
- ③ トラブルがあった児童・生徒の、心のケアを行う

《地域住民の役割》

- ① 地域内・友人知人の間などで、SNS 上でのトラブルが見受けられた場合、学校・保護者へ連絡を行う

家庭・学校・地域住民の三つの柱で、子ども達の未来を守ります。
ご協力お願いします。

責任は通信機器を持たせた保護者にあります。